

安全報告書

(航路事業)

2025年度

丹後海陸交通株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 「一致協力による安全確保」

全社一致協力して輸送の安全確保に努める。

(2) 「規程の遵守」

安全に関する法令および規程をよく理解・遵守し厳正、忠実に職務を遂行する。

(3) 「状況の理解」

常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。

(4) 「確認の励行」

職務の遂行にあたり推測によらず確認の励行に努め、疑義ある時は最も安全と思われる取扱いをする。

(5) 「人命優先」

事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。

(6) 「情報の透明性」

情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。

(7) 「改善」

常に問題意識を持ち、輸送の安全にかかる業務上の改善を行う。

2.2024年度輸送の安全に関する目標及び重点施策

●安全目標

【定量的目標】

- ・衝突事故を発生させない
- ・乗下船時事故を発生させない
- ・機関故障を発生させない

【定性的目標】

- ・自然災害の対応力強化
- ・海上運送法等改正に伴う各種対応

●安全重点施策

- ・発着栈時の事故を発生させない
- ・安全に係る情報の迅速・正確な収集と活用
- ・安全風土の定着と安全を維持する技術・技能の向上と伝承
- ・安全運航のための船舶整備
- ・災害時の被害低減に向けた防災意識と危機対応力の向上

3.2024年度輸送の安全に関する目標及び達成状況

●海上運送事故

種 別	目 標	実 績
衝突事故	0件	0件
乗下船時事故	0件	0件
機関故障	0件	0件

●インシデント（重大事故の兆候） 0 件

＊過去5年間の事故件数 0件

（※安全管理規程の事故処理基準に基づき国へ報告した事故の件数）

＊過去5年間の行政処分の件数 0件

4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

- (1) 社長・安全統括管理者の職場巡視・視察（社長42回・安全統括管理者87回）
- (2) 安全推進会議の開催（12回）
- (3) 内部監査員による輸送の安全に関する内部監査の実施（1回）
- (4) 官公庁による監査・点検等（近畿運輸局4回 宮津海上保安署5回）

観光船安全点検・夏季多客期前安全点検・年末年始安全総点検

安全管理体制や船舶運航上に不備等がないか、関係官公庁による定期的な監査・点検の実施。（2024年4月26日・7月12日・12月13日）



4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

(5) 訓練及び教育

旅客船事故対応合同訓練

宮津港における旅客船の事故を想定し、関係機関相互の緊密な連絡体制の確立及び救助技術を向上させ、官民一体となった救助体制の強化並びに海難防止思想の普及と高揚を図ることを目的として実施。

(2024年11月5日)



4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

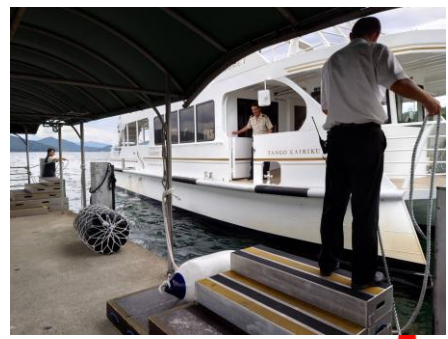
機関故障による曳航・横付け接岸訓練

緊急時・非常時に於ける対応力向上を目指すと共に、救助体制の強化を図ることを目的とし、曳航着栈及び船舶横付けによる救助訓練を実施。
(2025年2月25日)



片舷主機関故障を想定した着栈訓練

非常時の対応力向上と操船技能維持及び向上を図る為、片舷主機故障を想定し片舷主機関と舵を使用しての着栈訓練を実施。
(2024年1月29日・31日・9月21日・23日)



4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

夜間航行訓練

夜間運航時に於ける安全運航と安全意識向上を図る為、夜間運航が行われる夏期シーズン前に基準航路・速力・危険箇所・目標物の確認及び発着実地訓練を実施。
(2024年7月7日)



救命救急処置訓練

関係機関と連携し、負傷者等に対しAED使用を含め救命処置の訓練を実施。
(2025年3月 計3回)



4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

(6) 安全投資

- 天橋立第二栈橋駅舎改修・栈橋杭更新
- 宮津栈橋アンカーチェーン改修
- 各船舶上架整備
- KAMOME6クラッチオーバーホール

天橋立第二栈橋駅舎改修・栈橋杭更新

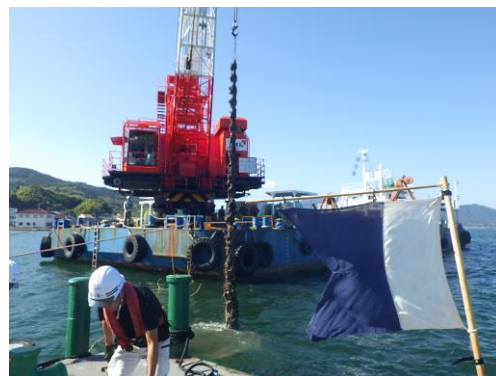
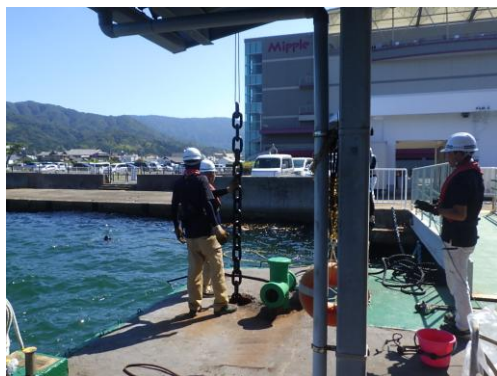
老朽化した天橋立第二栈橋駅舎及び栈橋杭の改修工事を実施。
(2024年10月24日移転 営業開始)



4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

宮津栈橋アンカーチェーン改修

宮津浮栈橋のアンカーチェーンの取替工事を実施。（2024年9月9日・10日）



KAMOME6 クラッチオーバーホール

船舶機関整備計画に基づき整備を実施。（2025年2月17日～2月28日）



4.2024年度輸送の安全に関する取り組み実施状況

(7) その他の輸送の安全に関する主な取り組み

- 飲酒運転防止委員会の開催（3回）
- コンプライアンス教育（4回）
- 運輸安全マネジメント教育（8回）
- 運輸防災マネジメント教育・セミナー（6回）
- 乗組員研修会（2回）
- 船員災害防止大会（1回）
- 安全統括管理者・運航管理者研修会（1回）
- 運輸安全マネジメント評価（1回）
- 全社員研修 ※運輸安全マネジメント他（1回、3班に分けて実施）
- 社長と話そう会（12回）

5.2025年度輸送の安全に関する目標及び重点施策

●安全目標

【定量的目標】

- ・衝突事故を発生させない
- ・乗下船時事故を発生させない
- ・機関故障を発生させない

【定性的目標】

- ・自然災害の対応力強化
- ・海上運送法等改正に伴う各種対応

●安全重点施策

- ・発着棧時の事故を発生させない
- ・安全に係る情報の迅速・正確な収集と活用
- ・安全風土の定着と安全を維持する技術・技能の向上と伝承
- ・安全運航のための船舶整備
- ・災害時の被害低減に向けた防災意識と危機対応力の向上

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

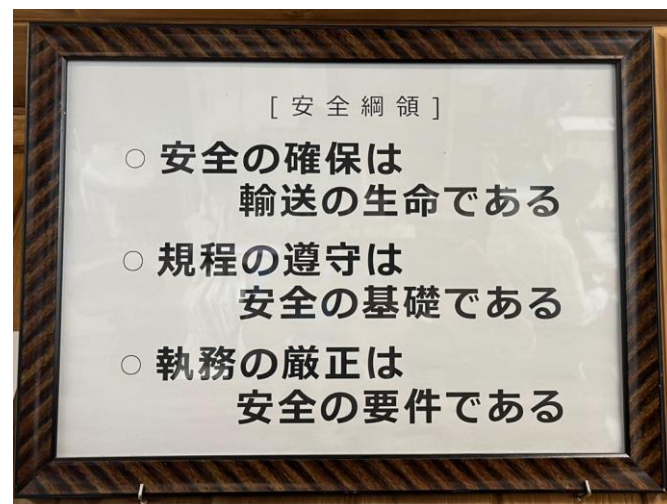
(1) 安全最優先・法令遵守の職場風土の醸成

安全最優先・法令遵守の職場風土の醸成に向けて、「安全綱領」を各駅に掲出するとともに社長・安全統括管理者による職場巡視等の諸施策による検証を行います。

社長・安全統括管理者による職場巡視



「安全綱領」の掲出



6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(2) 安全に係る会議体及び内部監査

安全推進会議

輸送の安全確保の実効性を高めるため、社長をトップとする安全推進会議を毎月開催し、安全指導の具体的な年間計画を立案するとともに、その計画に基づいた教育指導および訓練の状況、事故、ヒヤリハットや整備状況などの報告を行い、具体的な指導方法について協議し、事故防止および改善に取り組みます。

天橋立会議・日出会議

天橋立観光船航路では「天橋立会議」、伊根湾めぐり航路では「日出会議」として、安全統括管理者、運航管理者、船員、駅員が毎月現場会議を実施し、これらの会議を通じて、安全推進会議など各種会議での内容や指示事項を共有し、日々の運航における課題の把握に努めるとともに、過去に発生した事故やヒヤリハット事例を共有し、それらの再発を防止するための対策の有効性を確認します。

現場でのこうした継続的な協議を通じて、安全意識の向上と、より安全な運航体制の構築を目指していきます。

輸送の安全に関する内部監査

内部監査員により、「安全方針・目標・計画」の取り組み状況を定期的にチェックし、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(3) 訓練及び教育

各種訓練・教育・研修の充実

関係機関（海上保安署、警察署、消防署）と連携し、旅客船の事故を想定した合同訓練を実施し、異常時の対応能力を向上させます。なお、防災意識の向上と事前の備えを定着させることが重要でありBCPを含む防災教育を年5回実施して防災や災害時対応の知識や技能を高めます。

全従業員を対象に社内で運輸安全マネジメント教育を実施するとともに、旅客船協会主催の乗組員研修会その他、運航管理者および運航管理補助者への指導・教育として他モード（バス・鉄道等）の研修への参加等、安全に関する社外研修会に積極的に参加させることで、技術の向上および安全意識の更なる醸成を図ります。

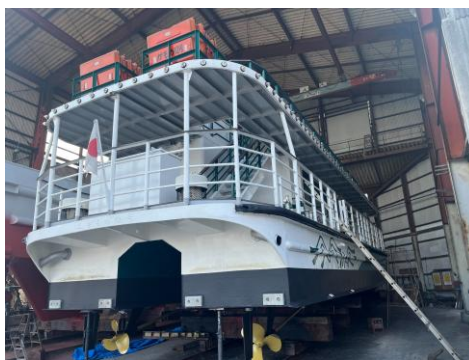
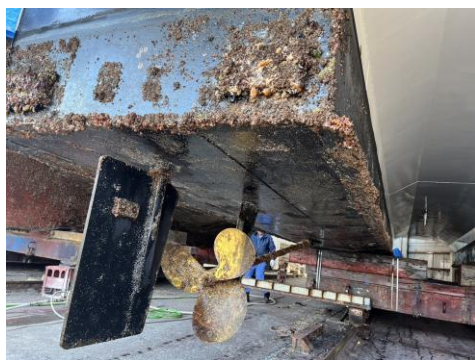


6.2025年度輸送の安全に関する計画～各種取組について～

(4) 安全投資

全ての旅客船および快速艇を毎年定期的に上架し、船体・船底等の点検を実施するとともに、施設・設備、栈橋についても定期的に点検・整備を実施します。

各船舶上架整備



船舶機関オーバーホール



7.安全統括管理者・運航管理者（2025年3月31日現在）

安全統括管理者	取締役営業部長	小室 誠治	2021.6.8選任
運航管理者	営業部旅客船営業所長	福田 昌史	2022.4.1選任

8.輸送の安全に関する組織体制



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運 航 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理を統括する。
運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する。

9.輸送の安全に関する内部監査について

- (1) 内部監査実施日：2025年1月14日・1月16日
- (2) 監査対象：社長、安全統括管理者、営業所長、運航管理
- (3) 実施内容：安全方針・安全目標・重点施策への理解浸透、現場とのコミュニケーションの状況、指導教育訓練の実施状況、運航管理記録、整備点検記録、施設の維持管理、事故・ヒヤリハット事例の活用状況等について、安全上の問題をチェックしました。
- (4) 監査結果：一部是正、改善事項はありましたが、運輸安全マネジメントに関する取り組みが適切に行われていることを確認しました。

10.事業者情報

事業者名：丹後海陸交通株式会社

HPサイト：<https://www.tankai.jp/>

所在地：京都府与謝郡与謝野町字上山田641番地1

事業許可年度：1945年

事業許可種別：

- ・一般旅客定期航路事業
- ・一般不定期航路事業
- ・旅客不定期航路事業

11.ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください

【ご連絡先】

丹後海陸交通株式会社 経営企画部 内部監査担当

京都府与謝郡与謝野町字上山田641番地1

TEL 0772-42-0330

FAX 0772-42-0349

E-mail webmaster@tankai.jp